



平成 24 年 2 月 7 日

関西広域連合関係国会議員 各位

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員 (国出先機関対策委員会委員長)		
	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員 (国出先機関対策委員会副委員長)		
	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	松井 一郎
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門

国出先機関の移管推進に関する御支援について

平素は、関西広域連合の運営に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて関西広域連合は、「地域主権戦略大綱 (平成 22 年 6 月 22 日閣議決定)」及び「アクション・プラン (平成 22 年 12 月 28 日閣議決定)」に沿って政府が進める国出先機関原則廃止の受け皿となるため、様々な取組を推進しているところです。

昨年 12 月に開催された政府の地域主権戦略会議では、①既存の広域連合制度をベースにすること、②平成 24 年通常国会への法案提出に向け最大限努力すること、③当面の移管対象候補を 3 機関 (経済産業局、地方整備局、地方環境事務所) とすること、④出先機関単位で全ての事務・権限の移譲を基本とすること、⑤財源についても改革の理念に沿った必要な措置を講ずること、が了承されたところであり、地域主権改革の理念に沿った取組が更に加速されるものと期待しております。

今後、国政での議論が本格化するにあたり、関西広域連合といたしましては、別紙にお示ししました考え方と覚悟をもって、地域主権改革の突破口となるべく、構成府県知事が一丸となって取り組む所存でございます。

つきましては、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施するという地域主権改革の趣旨に鑑み、私どもの取組に何卒御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

関西広域連合の考え方

《論点 1》

執行機関の在り方

構成団体の長による兼務や理事会制を採用する場合には、洪水時の上下流の洪水調整、加水調整など利害が対立する際に、十分な利害調整が困難ではないか。

《関西広域連合の考え方》

- 関西広域連合は、構成府県知事が忌憚なく議論するなかで、重要事項に関する基本方針や東日本大震災に対する被災地支援などの意思決定を行っており、利害が対立する当事者だからこそ、自分たちの問題として、きちんと納得のいく調整ができるのです。
- また、民主的に選出される議会のガバナンスの下、構成府県間で利害が対立する恐れのある分野については、あらかじめ管理や整備等に関する基本方針を条例で定め、客観的に明らかにしておくことも可能です。

《論点 2》

効果的・効率的な広域行政の推進

国及び地方を通じた行政の効率化を図るため、構成団体は、国からの事務・権限の移譲と併せて、関連する構成団体の事務・権限を全て広域的实施体制に持ち寄り、一体的に処理することが必要ではないか。

《関西広域連合の考え方》

- 出先機関原則廃止の目的は、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できる環境を整えることであり、やみくもに広域連合に事務を持ち寄れば良いというものではありません。
- その一方で、関西広域連合では、府県を超える行政課題により効果的・効率的に対応することの必要性も認識しており、構成団体の事務・権限のさらなる持ち寄りについて検討しています。

《論点 3》

大規模災害時等の緊急時のオペレーション

大規模災害時等に国民の生命・財産を守るためには、全国の人員や資機材を結集し、対応することが不可欠であり、所管の大臣が広域的实施体制の長や職員に対し、直接、包括的な指揮監督を行えるようにすべきではないか。

《関西広域連合の考え方》

- 関西広域連合は、東日本大震災直後における道路復旧など現行の出先機関の手法をそのまま継承し、防災業務計画も引き継ぐ所存です。国も被災地を放っておくことはあり得ず、例えば全国の国出先機関を動員する仕組みも維持されます。
- また、現行法の規定においても、国から広域連合に「指示」を行うことで緊急時の対応は十分可能であると考えています。
- 所管大臣が包括的な指揮監督権をもつということは、機関委任事務の復活、すなわち国の出先機関化を意味するものとも言え、これまでの地方分権改革、地域主権改革の成果を台なしにするものです。

《論点 4》

広域的实施体制の区域

関西広域連合には、奈良県が不参加であることなど、出先機関の管轄区域と一致しておらず、出先機関の受け皿としてふさわしくないのではないか。

《関西広域連合の考え方》

- 現段階では、奈良県が不参加であることなど、関西広域連合の区域と出先機関の管轄区域は必ずしも一致していませんが、広域連合としては、引き続き奈良県の参加を呼びかけているところであり、奈良県内で参加すべきとの動きも現れつつあるところです。
- また、区域が一致しない状態のままでも、技術的には出先機関の受け皿となることは可能であり、いくつかの選択肢があると考えています。

《論点5》

その他（基礎的自治体からの意見聴取）

地域主権の原点は基礎的自治体にあるとの認識に立ち、市町村の意見を十分に反映させながら、検討を進めていくことが必要ではないか。

《関西広域連合の考え方》

- 関西広域連合では、構成府県とともに経済団体や関係市町村に対して、関西広域連合の設立の意義や丸ごと移管の取組について説明を行うとともに、意見交換を行いながら取組を進めています。
- 市町村の中には、文字どおり地方整備局等が廃止され、その機能や組織も無くなるのではないかと誤解に基づき、懸念を示されているところもあるようですが、今回検討されているのは、出先機関の業務や機能とともに、組織や財源をそのまま「丸ごと」移管することであり、住民のチェックを受けつつ、地域の課題に総合的に対応していきたいというものです。
- いわば、出先機関の機能はそのままに、ガバナンスを国から地方へ切り替えるものであり、企業や市町村が移管によりデメリットを受けるということは想定されず、むしろ、これまで以上に地域の実情に応じた運営を行うことができるため、メリットが期待されています。